

議員提出第1号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

安城市議会議員	守	口	晶	治
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	白	谷	隆	子

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- （1）大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合
- （2）前号に掲げる場合のほか、委員会の開会場所に参集することが困難と認める委員について、オンラインによる方法での出席を認めることが適当と判断する場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に

出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第15条ただし書中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、委員長又は委員が、オンラインによる方法で委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、同項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第19条第1項中「委員会」の次に「（オンラインによる方法で開会する委員会を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、オンラインによる方法で委員会を開く上で、必要があるため。